

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 申請受付中

臨時特別給付金コールセンター (☎ 54 - 1517)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受付を行っています。

《住民税非課税世帯》

支給対象の世帯には確認書を発送しております。確認書の提出期限は5/31(火)です。確認書の書き方が分からない場合や、確認書を紛失した場合はお早めにお問い合わせください。

《家計急変世帯》

上記に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、その世帯に属する方全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象です。市臨時特別給付金受付窓口へ申請してください。申請に際しては、給与明細や確定申告書の写し等収入が確認できる書類等が必要です。令和4年6月以降については令和4年度の課税状況を調査することがあります。

申出期間 9/30(金)まで

市からの お知らせ

「こまき妊娠 SOS」を開設しました

子育て世代包括支援センター (☎ 71 - 8611)

思いがけない妊娠や望まない妊娠・・・

誰にも相談できず、一人で悩んでいる方へ。

専用の相談窓口を開設しました。匿名で相談でき、秘密は厳守します。今後のことを一緒に考えます。相談してみませんか。相談は、ホームページから申し込むことができます。またメールや電話での相談を受け付けています。



こまき妊娠 SOS
ホームページ

相談専用フォームはこちら▶

電話相談 ☎75 - 2005

(月～金曜日 9:30～17:30)

メール相談 k-neuvola@city.komaki.lg.jp

(件名に「こまき妊娠 SOS」と記載してください)

小牧市下水道事業長期経営計画(案) パブリックコメント実施結果

上下水道経営課 (☎ 79 - 1305)

- 募集結果 意見提出3人 意見4件
- 閲覧期間 4/15(金)～7/15(金)
- 閲覧場所 市ホームページ、上下水道経営課、情報公開コーナー(市役所本庁舎1階)、東部・味岡・北里の各市民センター、各市民センター図書室

東部振興構想を策定しました

東部まちづくり推進室 (☎ 39 - 5229)

本市の東部地域では、人口減少、少子高齢化が急速に進行しており、今後、コミュニティ活動の衰退をはじめ、空き家の増加による居住環境の悪化や従事者不足による東部地域を代表する生業の衰退など、地域全体の活力の低下が懸念されています。

この現状を踏まえ、東部地域が持続的に発展し続けるまちとするため、地域住民をはじめ、事業者、行政など関係者が共通認識を持ち、夢と希望をもってまちづくりを進める方向性を示す計画である「東部振興構想」を策定しましたのでお知らせします。

- 閲覧場所 市ホームページ、東部まちづくり推進室、情報公開コーナー(本庁舎1階)、小牧市中央図書館、東部・味岡・北里の各市民センター図書室、ゆう友せいぶ、ふらっとみなみ

市公式 LINE で 「デジタルニュース」を配信中!

4月から、「デジタルニュース」の配信を始めました。

週に1回のペースで、旬な情報や市政ニュースなどを配信していきます。

まだ、市公式 LINE アカウントを友だち登録していない方は、この機会にぜひ登録を!!



イメージ画像

表紙のQRコードから
市公式LINEの
友だち登録ができます!

4月分修理再生品

プラザハウス (☎ 78-5016)

ご希望の方に有料でお渡します。当選の際は防犯登録料 600 円と自転車代金 4,400 円が必要となります。

申込者多数の場合は、5/1 (日) 10:00 からプラザハウスで公開抽選を行います。

抽選の結果は当選者へのみ郵送でお知らせします。当選後の辞退はご遠慮ください。指定日までに納付、引取りをお願いします。なお、指定日までに納付および引取りが無い場合は、当選を無効とします。

修理再生品 自転車3台

対象 18歳以上で市内在住の方 (1世帯1品)

申込み 4/29 (金・祝) までに、所定の用紙でプラザハウス、ごみ政策課、東部・味岡・北里の各市民センターから申し込んでください。

また必要事項をご記入のうえメールで申し込むこともできます。詳しくは、市ホームページ (QRコード) をご覧ください。実物はプラザハウスにて展示しています。



不妊治療等助成事業

保健センター (☎ 75-6471)

令和4年4月から不妊治療の保険適用外の多くが保険適用になりますが、市では引き続き、不妊検査、不妊治療 (体外受精、顕微授精を除く) および人工授精にかかった費用を助成します。

対象となる医療行為 不妊検査、不妊治療 (特定不妊治療を除く)、人工授精

※第2子以降の妊娠も対象となります。

※医師の認めた保険適用外の自費診療分も含まれます。

※特定不妊治療 (体外受精および顕微授精) については保健所にお問い合わせください。

対象 申請日において市内に住民登録をしている夫婦で、市税 (市県民税、固定資産税および国民健康保険税) を滞納していない方

補助期間・補助金額 1年度につき1回、5万円を限度として、治療を受けている医療機関で医師の認めた検査および治療の自己負担分を補助します。(診療日の属する月から継続する2年間まで)

申込み 令和5年3/15 (水) まで

※夫婦のいずれか一方が令和4年3/1~令和5年2月末日に県内の他の市町村で一般不妊治療費の補助を受けている場合は申請できません。

※市内に転入された場合は、転入日以降の治療分が補助の対象となります。市外へ転出予定の方は、転出の前日までの補助となりますので、転出前に申請してください。

※事実婚も対象となります。

※詳しくは保健センターへお問い合わせください。

看護修学資金貸与

目的 市民病院に将来、看護職員として勤務しようとする方で、助産師・看護師を養成する学校または、養成所に在学する方に修学資金を貸与します。

修学資金の貸与額

月額5万円 (看護師養成学校等)

月額7万円 (助産師養成学校等)

※修学資金は、基本的に3カ月分を年4回に分けて貸与予定

募集人数 15人程度

申請期間

●令和5年3月に卒業予定の方

4/25 (月) 17:00 まで

●令和6年3月以降に卒業予定の方

5/31 (水) 17:00 まで

申請方法 下記書類 (市民病院ホームページに用意)

を郵送または直接病院総務課

・看護修学資金貸与申請書 (様式第1)

・保証書 (様式第2)

※保証人のうち一人は、独立の生計を営んでいる方

・誓約書 (様式第3) ※貸与決定後でも可

選考日

●令和5年3月に卒業予定の方

5/7、14 (土) ※職員採用試験と併せて実施

●令和6年3月以降に卒業予定の方

6/11 (土)

病院総務課 (☎ 76-1410)

選考方法 書類審査、面接、適性検査

返還の債務の当然免除 養成施設を卒業した後、1カ月以内に市民病院に勤務した場合において、看護職員の免許を取得した後、引き続き勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。(病気休職や育児休業などは期間に含めません。詳細はお問い合わせください)

その他 小牧市看護修学資金貸与条例および同施行規程によります。なお、修学資金を貸与されても、小牧市病院事業職員採用試験の受験が必要です。修学資金の貸与は採用に際していかなる優先権も与えられません。また、以下の場合は、修学資金を一括で返還していただきます。

・採用試験に不合格となったとき

・養成施設を退学したとき

・災害、病気その他やむをえない理由以外で留年したとき

・心身の故障のため修学の見込みがなくなったとき

※詳しくは市民病院ホームページをご覧ください。



小牧市中心市街地 ランドデザインを策定しました

都市計画課 (☎ 76 - 1155)

本市では、小牧駅周辺から小牧山にかけてのエリアを中心市街地と位置づけ、令和2年度末にこまきこども未来館や中央図書館がオープンしたことを契機に中心市街地活性化の再スタートを切ることとし、中心市街地の活性化に向けたこれからのまちづくりの方向性を示す「小牧市中心市街地ランドデザイン」を策定しましたのでお知らせします。

■**閲覧場所** 市ホームページ、都市計画課、情報公開コーナー（本庁舎1階）、中央図書館、東部・味噌・北里の各市民センター図書室、ゆう 友 せ いぶ、ふらっとみなみ

第4次小牧市男女共同参画基本計画 (ハーモニーⅣ) を策定しました

多世代交流プラザ (☎ 71 - 9842)

第3次小牧市男女共同参画基本計画の満了に伴い、本市の現状と課題を改めて整理し、今後の取組を総合的かつ計画的に推進するために取りまとめた「第4次小牧市男女共同参画基本計画(ハーモニーⅣ)」を策定しました。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

定住促進補助金を創設しました

都市計画課 (☎ 39 - 6534)

若年層の定住を促進するため、子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、中古住宅の利活用を促進し、将来にわたって活気ある住みよいまちづくりを目指すため、定住促進補助金を創設しました。

この補助金は以下の3つのタイプにより構成されており、要件を満たした場合は重複して補助金を交付します。(最大 120 万円)

●**三世同居・近居住宅支援タイプ** (同居：上限 60 万円、近居：上限 30 万円)

新たに三世同居又は三世近居するため、市内に住宅を新築、購入またはリフォームなどを行った場合

●**市内就業者定住促進タイプ** (上限 30 万円)

市内の事業所に1年以上就業している若年世代の方が、市内に住宅を新築または購入した場合

●**中古住宅活用タイプ** (上限 30 万円)

市内の中古住宅を取得または取得した中古住宅のリフォームを行った場合

※ 4/1 以降に住宅の新築や取得などの契約をした方が対象となります。その他の補助対象要件等につきましては、市ホームページをご覧ください。

※ 現行の三世同居・近居住宅支援補助金は、令和5年3月末で終了となります。(3/31 以前に住宅等の新築や取得の契約をされた方が対象です)



小牧市消費生活センター

☎ 76 - 1119 月～金曜日

※ 閉庁日を除く

10:00～正午、13:00～16:30

2022年4月1日から 18歳は成年です！！

消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター 「イヤヤン」



消費者トラブル情報

民法改正により、2022年4月1日から18歳で「成年」になります。

成年になれば親の承諾なしに契約することが出来ます。これまで「未成年」だからと守られていた部分がなくなり、契約とは、「法的な責任の生じる約束」のことで、当事者双方の合意によって成立します。契約内容をよく理解し、判断することが必要です。

消費者生活センターを知っていますか？

もし、商品やサービスの契約をして、事業者とトラブルになった、ある製品を使っただけがをしたなど、消費生活に関するトラブルがおこった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センターでは、専門的な知識を持った消費生活相談員が、トラブルにあった本人から聴き取りや契約書などから問題を整理して、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法などについて、助言や情報提供をします。

大切なのは、すぐに相談することです！
困ったときは、一人で抱え込まないで相談してください。

困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「イヤヤ」(局番なしの188)」までお電話を